

# 令和4年度予算編成方針

## I 国および県の動向

日本経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、依然として厳しい状況が続いており、内閣府が発表している月例経済報告では、感染症の感染拡大の防止を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、感染症拡大による下振れリスクの高まりに十分注意しなければならないと示されている。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた動き、デジタル化やデータ活用の急速な進展など、経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化が発生している。

このような局面に対し、国は経済の構造改革を戦略的に進めるため、成長を生み出す4つの原動力として、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進し、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速することで、経済社会構造の転換を実現するとしている。

こうした中、国は「令和4年度予算の概算要求の基本的な方針について」において、概算要求基準や予算編成の考え方を示しており、義務的経費については前年度当初予算の額を上限とし、その他の経費については前年度当初予算額のうち通常分の90%を上限とする厳しい基準（昨年度は対前年度同額を上限とする基準）を示しているとともに、「経済財政運営と改革の基本方針」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしている。10月8日の岸田首相の所信表明においても、感染症対応に万全を期すとともに、新しい資本主義の実現を掲げ、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした成長戦略の推進に取り組むと示されたところである。

滋賀県においても、社会保障関係費など、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加や、公共施設等老朽化対策などの財政需要の高まりに伴い、「財政収支見通し（令和3年2月再試算）」において、令和4年度で199億円（令和3年度当初予算額6,670億円）の財源不足、令和4年度から令和8年度までの累計では863億円もの財源不足に陥ると見込んでおり、財政健全化に向けた取組は喫緊かつ重要な課題としている。これを踏まえ、令和4年度当初予算編成方針では、令和3年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組等を加味しながら、当然増減事業や「重点化特別枠」対象事業等に係る経費を踏まえるとともに、感染症対策に係る事業については、喫緊の対応が必要なものに限り、別枠での要求ができることとしており、その内容と予算編成状況を把握していかなければならない。

## Ⅱ 本市の財政見通し ～約32億円の財源不足（R4～R7：4年間）～

本市では、平成28年3月に策定した第4次財政改革プログラムに基づき、最重点施策であった環境施設更新については計画的に進めつつ、市税の収納率向上の取組、滞納処分の強化や徹底した経費削減を行うなど、平成28年度から令和2年度までの5年間で33億円の財源不足額の解消に向け取り組んできたところである。さらに、同プログラムに見込んでいなかった中学校給食整備事業、守山南中学校改築事業や交流拠点施設整備事業等についても、令和元年度に「財政見通し」を策定した中で将来的な見通しをもって実施してきた。こうした全市を挙げた取組により、5年間全体において、財源不足額については解消することができたほか、基金への積立てを実施するとともに、計画的に基金の有効活用を図ってきたところである。

しかしながら、直近の経済動向を踏まえて新たに試算した財政推計では、歳入においては、人口増加に伴い個人市民税や固定資産税は増加する見込であるものの、今後の感染症等の状況によっては、法人市民税等のさらなる減収も懸念される。また、歳出では、過去の大型事業の実施に伴う公債費や、会計年度任用職員制度等の影響による人件費、児童・高齢・障害福祉サービス等に伴う扶助費である義務的経費の増加に加え、必要な普通建設事業費が見込まれることから今後4年間（令和4年度～令和7年度）で約32億円の財源不足となる見込みであり、依然として厳しい財政状況が見込まれる。そのため、第5次財政改革プログラムを策定し、引き続き同プログラムを確実に遵守する中、各施策を効果的・効率的に展開するためには、「選択と集中」の理念のもと、これまで以上に事業の重点化やスクラップを図り、ICT化をはじめとする「働き方改革」を進める中、最小の経費で最大の効果を生み出せる予算編成としなければならない。

## Ⅲ 予算編成方針

### 1 編成方針

#### 『 コロナへの万全な対応と豊かな田園都市の実現に向けた着実な一歩 』

新型コロナウイルス感染症については、今後も引き続き感染症対策を実施するとともに、社会が大きな転換期にある中、新たな日常への対応と市民サービス・福祉の向上などに取り組むことで、持続可能なまちづくりを推進する。

なお、行政経営方針による持続可能な行政経営を構築するため、限られた経営資源を最大限に活用し、あらゆる主体と協働・連携して地域全体をマネジメントする「地域経営」の視点を持つことが必要であることから、「多様な主体との連携、自治体DX、職員の意識改革、働き方改革」などもふまえ、令和4年度の予算編成にあたっては、財政規律を堅持しつつ、次の**4つの重点施策を中心**に、この編成方針を幹とした、**第5次総合計画に掲げる「豊かな田園都市の実現」に向けた着実な一歩のための予算編成**とする。

## 2 重点施策

### (1) 安心な子育て環境・教育の充実と次世代育成の推進

コロナへの対応もふまえ、将来を担う子どもたちが健康ですくすくと育つ環境の向上と、更なる子育て支援の充実を目指す。待機児童ゼロの継続に向けて、保育士等の定着化を進めるとともに、幼児教育・保育の更なる質の向上や「働き方改革」の促進に資する取り組みを推進する。加えて、第2期守山市教育行政大綱に基づく質の高い教育を進め、学力向上を図るための指導力強化や教育内容の充実および学習環境の充実に取り組む。また、社会経済情勢や家庭環境の変化により、子どもの虐待件数の増加が社会問題となっていることや、子どもたちの自己肯定感の低下や育児への負担が増加していることなど、児童虐待・子育てを巡る喫緊の課題を解決するため、保健・福祉・教育が横断的に連携した施策の充実に取り組む。

- ・教育・学習環境の充実
- ・奨学金制度の充実
- ・自校方式を活かした中学校給食実施への取り組み
- ・待機児童ゼロの継続・保育士等の定着化
- ・児童虐待防止対策の強化
- ・こどもの育ち連携の推進
- ・学力の充実、たくましく生き抜く児童・生徒の育成 等

### (2) 高齢者・障害者等が安心して生活できる環境の充実

全ての市民が住み慣れた地域で住み続けられるよう、生涯、健康でいきいきと暮らせるまちとし、地域共生社会を実現するため、重層的支援体制を推進させるとともに、介護予防の推進、介護施設の整備等による地域包括ケアシステムの深化を図ることで、高齢者・障害者・生活困窮者等の支援体制を強化していく。特に、感染症の影響により、支援が必要な方には、きめ細かな支援を引き続き実施していく。

- ・重層的支援体制の推進
- ・健康づくり・予防策の推進
- ・福祉人材の確保・定着化の推進
- ・医療・介護分野におけるデータ利活用の推進 等

### **(3) 「豊かな田園都市」を目指したまちづくり**

---

「豊かな田園都市」に向け、まちへの愛着や地域コミュニティの醸成、地域資源の活用、市内既存産業における資金の確保や雇用の維持・創出、さらには起業・創業支援などの活性化に向けた様々な施策に取り組むほか、国の示す「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」をふまえ、「誰一人残さない、人に優しいデジタル化」を積極的に進め、地域デジタル社会形成に向けた取組みを推進することで、豊かな田園都市の実現に向けて取り組む。

また、市域全体にあふれる環境資源を活かし市民一人一人が身近な地域環境に愛着と誇りを持ち、より良い環境を次世代に引き継ぎ、共に学び、考え、行動する「環境学習都市」として更なる取組みを推進することで、国が示す 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現などをふまえた環境保全に引き続き貢献していく。

- ・「環境学習都市」としての更なる取組みの推進
- ・市内産業の活性化に向けた支援
- ・自治会・NPO・ボランティア活動などの地域活性化への支援
- ・通学路等安全対策の推進 等

### **(4) コロナへの万全な対応と信頼される市政運営**

---

社会が大きな転換期にある中、信頼される市政運営を推進するため、職員の仕事に対する姿勢の原点である「市民への約束」の認識を徹底する。また、コロナへの対応として、3回目のワクチン接種や感染症予防対策を継続して実施するほか、感染症拡大時には拡大防止に向けた施策に万全を期すとともに、近年の頻発する災害を教訓に防災・減災意識を高め、災害時に迅速で的確な体制が取れるよう日頃から危機管理体制を強化し、防災の基本である自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりを進める。

新庁舎整備においては、『「わ」で輝く 全ての市民にやさしい 安全・安心な庁舎』を基本理念とし、市政運営および行政運営の中核として、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、生活や就労、経済面などの生活困窮の解決など、市民生活を支え、災害時には「最後の砦」として、全ての市民の安全を守り抜く施設「つなぐ、守の舎」を目指し、令和5年度の供用開始を目標として取り組んでいく。

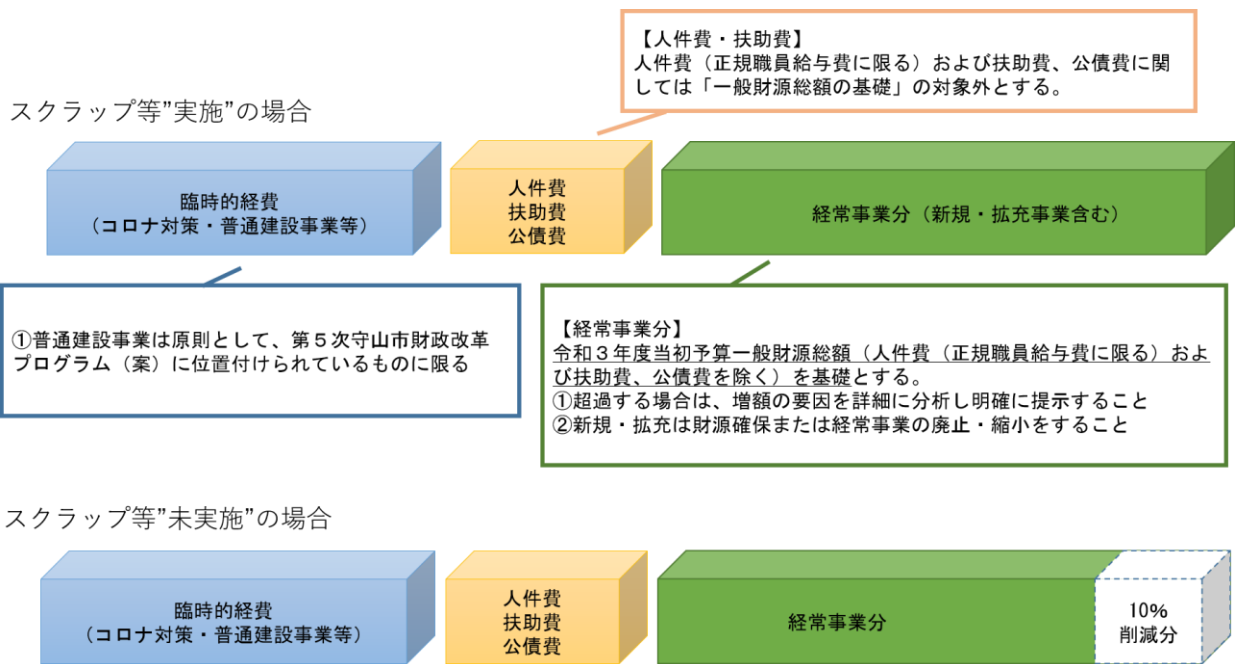
- ・感染症対策の継続
- ・すべての市民にやさしい庁舎整備と ICT 化の推進
- ・職員の資質・能力向上・働き方改革の推進 等

## IV 予算編成にあたっての基本的な考え方 ～「一件査定」～

令和4年度予算は、予算の枠配分は実施しないが、多額の財源不足が見込まれることから、各課・室が要求する一般財源総額については、経常（R3 経常経費）事業の廃止・縮小・見直し（内容・手法の効率化含む）の実施または新たな財源確保（以下、「スクラップ等」という。）を必須として、令和3年度当初予算一般財源総額（人件費（正規職員給与費に限る）および扶助費、公債費を除く）を基礎とする。

ただし、スクラップ等が実施されていない場合は、各課・室単位で一律 90%（経常事業分）を上限として査定を実施する。

なお、臨時的経費（感染症対策含む）は別枠、普通建設事業費は原則、第5次守山市財政改革プログラム（案）に位置付けられているものに限るとし、一件査定を行う。



スクラップについては、行政経営方針の下、企画政策課が示す「スクラップ・見直し検討事業一覧」に挙げているものは、必ず廃止・効率化を検討し予算要求に反映させること。なお、今年度は対象施策を限定した総合計画実施計画を策定予定であり、令和4年度予算要求については、実施計画に掲げる事業に限定し、人件費も含めた仕事の効率・効果を十分考慮のうえ、要求すること。

「スクラップ・見直し検討事業一覧」に含まれていない事業についても、時代適合性、必要性、採算性、代替性、トータルコストなどを総合的に検討し、厳選のうえ、要求すること。

また、財政課においては、事業の選択と集中を図り、限られた財源を有効に活用することで、安定した市民サービスの提供につなげるべく、令和3年度当初予算と同様に全て「一件査定方式」で実施するが、財政収支見通しにおいて多額の財源不足が見込まれることから、昨年度よりもさらに厳しい視点で経常経費を含めた全ての経費について一から見直しを行う。そのため、事業の効果・成果についてヒアリングを実施し、効果等が認められない場合は予算化しないので留意すること。

### 来年度の国および県補助金等の積極的な活用等

- (1) 令和4年度の国および県の補助金等の要望調査や令和3年度予算における国の経済対策への対応の必要がある場合は、関係課への連絡調整を図るとともに、予算や査定状況との整合が必要であるため、早急に財政課へ連絡し内容等の調整を図り、積極的に財源を確保すること。また、感染症関連、経済対策関連や各種ICT化推進関連の補助メニューが新設・拡充される可能性があることから、その他の補助金等を含め、国および県の予算要求状況等を常に注視し、「該当する補助金はすべて取りきる」という気概で特定財源の確保に努めること。
- (2) 第5次守山市財政改革プログラム（案）（R4～R7）に基づく、財政改革プログラムの行動計画目標数値の遵守し、財源不足解消に向けた取組みを実行する。

## V 予算見積基準等について～令和3年度当初予算一般財源総額を基礎～

- (1) 全事業において、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、前例の踏襲ではなく、手法・工法等が最善かつ最小限の経費であるかをあらゆる角度から客観的に検証し、ゼロベースからの構築を図る中で、真に必要な経費のみを見積もることを徹底すること。なお、物件費（旅費・需用費・役務費・委託料・使用料賃借料・備品購入費等）や補助費（報償費、謝礼、補助金、交付金、負担金等）の増加が著しいことから、今まで以上に厳しい視点で査定を行っていくため、課内でしっかりと精査したうえで必要最小限の要求とすること。  
特に、令和4年3月末までに検証期限を迎える補助金等については原則廃止とする。やむを得ず継続する必要がある場合はその理由を明確に提示したうえで要求すること。
- (2) 枠配分は実施しないが、各課・室が要求する一般財源総額については、スクラップ等を実施した場合に限り、令和3年度当初予算一般財源総額（人件費（正規職員給与費に限る）および扶助費、公債費を除く）を基礎とする。  
真に必要な事業のため、やむを得ず増額の要求を行う場合は、その部分については重点的に査定を行うため、増額の要因を詳細に分析し明確に提示すること。

- (3) 建設事業の要求については、原則、第5次守山市財政改革プログラム（案）に位置付けられているものとし、部・局内で必要性・緊急性・効果などとともに複数年の実施検討を行ったうえで、必要最小限の規模・内容に精査されたもので要求すること。
- (4) 新規・拡充事業（経常事業分に係るものをいう。以下同じ。）および臨時的経費（感染症対策含む）については、まずは要求までに部・局内で様々な視点から議論を重ね、事業の必要性、費用対効果、複数案の比較などの整理・検証を行うこと。また、査定での議論を深めるため、資料の参考様式を示すので、新規・拡充事業については「R4 当初予算説明資料様式」ファイルを確認し提出すること。なお、説明資料がないものや、部・局内での議論が深まっていないと判断できるものについては、査定で議論することができないことからゼロ査定とするので注意すること。
- (5) 新規・拡充事業を要求する場合は、原則、財源確保を行うこと。ただし、財源確保が困難な場合は、経常事業を廃止または縮小すること。  
また、新規事業・既存事業にかかわらず、国・県の動向を注視し、補助・交付金制度などの特定財源を確保すること。
- (6) 新規・拡充事業にかかる業務時間数の増加分については、経常事業の廃止または縮小によって吸収するなどして、時間外勤務や人員増に転嫁しないようにすること。なお、部・局での検討の結果、やむを得ず会計年度任用職員の増員等（増員、パートタイムからフルタイムへのランクアップ等の勤務体系区分変更）が必要な場合は事前に人事課と協議をしたうえで要求すること。また、勤務年数による給与・手当等の増加などに注意し、適切な会計年度任用職員関係経費を要求すること。
- (7) 国および県の補助金等を受けて実施している事業は、その補助金等が見直しにより、廃止・減額された場合は、基本的に市の単独事業として継続することは認めず、原則廃止・減額とする。（なお、この場合はスクラップとして認める。）  
また、モデルとして実施した事業を継続していく場合には、費用対効果の視点をふまえて検証し、部・局内でしっかりと議論をしたうえで要求すること。なお、検証した結果や議論した内容は文書でまとめて資料として添付すること。
- (8) 毎年監査や市議会で指摘されているとおり、明らかな予算計上漏れとみられる事例や、当初要求の見誤りにより予算執行段階において補正・流用が生じている事案があり、特に配当予算のない科目への流用などの事案も増加している。

一方、決算においては多額の不要額が生じている事案があり、予算要求段階で事業の全体像を把握し、しっかりと確認した上、予算要求を行うこと。

(9) 市議会や監査などから受けた指摘や意見、学区自治会からの意見ならびに令和3年度当初予算編成時における指示事項については、十分検討し対応すること。

(10) 別途示す「令和4年度予算要求要領」を熟読の上、要求内容の精査を徹底すること。

(11) 第5次財政改革プログラム（案）において、令和4年度に見込んでいる主な普通建設事業は以下の事業である。

・新庁舎整備、環境施設解体、大門野尻線整備、すこやかセンター屋上防水工事および大規模改造設計、伊勢遺跡展示施設整備等、北部図書機能整備、河西小学校体育館大規模改造実施設計、市営住宅久保団地改修（2号棟および1号棟）、北消防署出張所設計等